

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 青 木 義 雄

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

政策推進部

企画課、広報戦略課、秘書課、施設マネジメント課

2 監査の範囲

平成30年4月（一部平成29年4月）から平成31年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査に当たった監査委員

中 村 研 二

清 水 芳 将

4 監査の実施期間

平成31年4月2日から令和元年6月18日まで

5 監査の結果に基づき措置を講じた内容

企画課

(1) 財産管理事務

ア	指摘事項	著作権について、公有財産管理台帳に未登載のものがあった。
	措置状況	公有財産管理台帳に登載しました。

広報戦略課

(1) 支出事務

ア	指摘事項	物品等借入の検査調書について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。